

情報館 🕄 生活応援事業(ギフト券配布)

長寿社会課【382-7935員382-7607 ☑chojushakai@city.suzuka.lg.jp 障がい福祉課【382-7626員382-7607 ☑shogaifukushi@city.suzuka.lg.jp

エネルギーや食料品などの価格高騰が生活に影響を及ぼしていることから、 市独自の生活応援事業として、高齢者や障がい者の皆さんに対して、買い物な どに使用できるギフト券を配布します。

配布するギフト券

各対象者に対して、JCBギフトカード3,000円分 (1,000円分×3枚)を配布します。



ギフト券が配布される方

障がい者生活応援事業 担当課: 障がい福祉課

象 校

令和5年6月1日時点において、鈴鹿市の 住民基本台帳に記載されている方で、次の いずれかの有効な障害者手帳を所有して いる方

- •身体障害者手帳
- •療育手帳
- •精神障害者保健福祉手帳
- ※障害者手帳の有効期限が切れている方は、 令和5年8月31日(木)までに申請手続きを 行い、令和5年6月1日にさかのぼって有効 となれば対象になります。

高齢者生活応援事業 担当課:長寿社会課

象 校

令和5年6月1日時点において、鈴鹿市の 住民基本台帳に記載されている方で、昭和 34年4月1日以前に生まれた方



※障がい者生活応援事業、高齢者生活応援事業の両方で対象になる方は、事業ごとにそれぞれギフト券を配布します。

ギフト券の配布方法

配布対象者宛てに簡易書留で郵送します。受け取りに当たっての申請は不要です。

配布時期

ギフト券は、8月末に郵便局へ 持ち込み、9月中に対象者の方へ 順次お届けする予定です。

※郵便局員の配達時に不在の場合 は、不在連絡票を郵便受けに入れ ますので、所定の期間内に郵便局 へご連絡ください。

以下の場合はお問い合わせください

- ・郵便局の保管期間内に再配達の依頼が できなかった方
- ・配布対象者にもかかわらず、10月になって もギフト券が届かない方
- ・代理受領を希望される方
- ・住所地特例などで、鈴鹿市以外の自治 体で障害者手帳の交付を受けている 方

